

文京区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（学校監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	田中利周

# 令和5年度定期監査（学校監査）結果報告書

## 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）、令和5年度文京区監査基本計画及び令和5年度定期監査実施計画により、令和5年度定期監査（学校監査）を実施した。

## 2 監査の対象

主として令和4年度及び令和5年度における予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務の執行

## 3 監査の実施期間

令和5年10月25日から令和6年2月28日まで

## 4 監査の着眼点

事務の執行について、合規性、正確性だけでなく、経済性、効率性及び有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 予算が適正かつ効果的・効率的に執行されているか。
- (2) 契約手続が適正に行われているか。契約の競争性及び透明性は、適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (3) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。
- (4) 従前の指摘事項が是正されているか。

## 5 対象校及び実施日程

	対象校	監査実施日
小学校	林町小学校 *	1月10日（水）
	湯島小学校 *	12月8日（金）
	誠之小学校 *	1月16日（火）
	根津小学校	1月22日（月）
中学校	第九中学校	12月12日（火）
	文林中学校	11月30日（木）

\* 監査委員監査実施校

## 6 監査の結果

予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘を行うものである。早急に改善のため原因と内部統制の対応も含め報告されたい。

### (1) 指摘事項

ア 現金出納簿の作成等

資金前渡を受けた者は、文京区会計事務規則（昭和39年4月文京区規則第9号。以下「会計事務規則」という。）第115条の規定により、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。

しかし、文林中学校の進路指導用郵券の購入（27,900円）については、現金出納簿が作成されておらず、また、事務連絡用郵券の購入（33,700円）については、現金出納簿に記載されていなかった。会計事務規則に基づき適正な処理を行われたい。

（文林中学校）

#### イ 廃棄する物品の不用品組替え等

物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。

しかし、小学校2校、中学校2校の合計6点の物品について、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった（下表）。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を適正に実施していれば気付けたものである。

供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。

品名	点数 (取得価額総額)	学校名
ポリッシャー	1点 (35,000円)	誠之小学校
湯沸器	1点 (32,000円)	根津小学校
ポリッシャー	1点 (32,000円)	
電気掃除機	1点 (61,000円)	第九中学校
自転車	1点 (33,400円)	文林中学校
テープデッキ	1点 (40,000円)	

## 7 意見

- (1) 毎年度6校程度の学校監査を実施しているが、現金出納簿の未作成及び記載漏れ、廃棄する物品の不用品組替え及び廃棄手続の漏れ等が継続して指摘されていることは、学校の財産を管理する上で不適切と言わざるを得ない。会計事務規則及び物品管理規則に基づき適正な処理を行う体制を、学校長のマネジメントの下、組織的に構築されたい。

- (2) 月別の在校時間状況を見ると、在校時間が月当たりの所定の勤務時間を45時間以上超えている教員が多くいるとともに、複数月を平均して80時間を超えている教員も一定数いる。各学校では在校時間を縮減するため、会議の集約化、資料のペーパーレス化をはじめ様々な取組をしていることは確認できたが、なかなか結果に結び付かないのが実状のようである。そのような中で、定時退勤日を教員自らが設定し、実践している学校では教員の意識が変わってきているということであり、今後も在校時間の縮減に向けて効果的な方策を実施することで、教員の健康管理と教育活動の充実を図りたい。
- (3) 児童数の増加により複数の小学校で校舎の増築が行われており、増築校舎の完成までの間は特別教室等を普通教室に転用している学校もある。長期間にわたり校舎の利用に不便が生じ、校庭の使用中止・縮小、工事音の断続的な発生など、児童や教諭にとってもストレスが掛かる状態が続くことになるため、学習面や健康面での十分なフォローを図りたい。